○情報公開に係る開示の実施方法及び手数料規則

（平１８規則第１７号　平成１８年９月７日）

改正　平１８規則第６１号　平成１９年３月１３日

平１９規則第５３号　平成１９年９月２１日

平２４規則第１９号　平成２４年１２月２８日

令５規則第３号　令和５年６月１日

令５規則第２４号　令和６年２月２２日

（目的）

第１条　この規則は、情報公開規程（平１６規程第２５号。以下「規程」という。）第１０条、第１１条及び第１６条の規定に基づき、機構が法人文書の開示請求を受ける際の開示の実施方法（以下、単に「開示の実施方法」という。）、請求手数料、実施手数料及び写しの送付に要する費用（以下「送料」という。）について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成１４年政令第１９９号）及び規程において使用する用語の例による。

（開示の実施方法）

第３条　開示の実施方法は、別表のとおりとする。

２　前項に定める方法により開示することが困難である場合は、機構は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成１２年政令第４１号）において定める方法を参酌してそのつど定めるものとする。

（手数料の額等）

第４条　請求手数料及び実施手数料（以下「手数料」という。）の額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

（１）　請求手数料

規程第２条に定める法人文書１件につき３００円

（２）　実施手数料

前条で定めた開示の実施方法に応じ、開示を受ける法人文書１件につき、別表の実施手数料の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第１５条第５項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が

３００円に達するまでは無料とし、３００円を超えるとき（法第１５条第５項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が３００円を超えるときを除く。）は当該基本額から３００円を減じた額とする。

２　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第１号の規定の適用については、当該複数の法人文書を１件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第２号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を加えた額を基本額とみなす。

（１）　一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が１年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

（２）　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

３　機構は、法人文書の開示を受ける者で法人文書の写しの送付を希望する者が実施手数料のほかに送料を納付した場合、当該法人文書の写しの送付を行うものとする。

４　前項の送料は、機構が当該法人文書の写しの送達状況を確認できる送付方法の額とする。

（手数料又は送料の受領）

第５条　機構は、手数料については現金により受領し、送料については現金又は郵便切手により受領するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、開示請求者が開示請求書の送付により開示を請求する場合は、機構は、現金書留又は郵便為替により手数料を受領することができる。

３　法人文書の開示を受ける者が法人文書の写しの送付を希望する場合には、機構は、手数料については現金書留又は郵便為替により受領し、送料については現金書留、郵便為替又は郵便切手により受領することができる。

４　前二項の規定にかかわらず、情報公開担当課長が特に認めた場合は、機構は、他の方法により手数料又は送料を受領することができる。

（実施手数料の減免）

第６条　機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求１件につき２，０００円を限度として、実施手数料を減額し、又は免除することができる。

２　機構は、前項の規定による実施手数料の減額又は免除を受けようとする者が、法第１５条第３項又は第５項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書の提出を求めるものとする。

３　前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を求めるものとする。
４　第１項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施方法に係る実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附　則

この規則は、平成１８年９月７日から施行する。

附　則（平１８規則第６１号）

この規則は、平成１９年３月１３日から施行する。

附　則（平１９規則第５３号）

この規則は、平成１９年９月２１日から施行する。

附　則（平２４規則第１９号）

この規則は、平成２５年１月４日から施行する。

附　則（令５規則第３号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令５規則第２４号）

この規則は、令和６年２月２２日から施行する。

別表（第３条・第４条関係）

法人文書の種別	開示の実施方法	実施手数料の額
１　文書又は図画（２の項から３の項までに該当するものを除く。）	イ　閲覧　（法第１５条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、ハ又はニに掲げるものの閲覧）	１００枚までごとにつき１００円
	ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき１００円に１２枚までごとに７６０円を加えた額
	ハ　複写機により日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格Ａ列１番（以下「Ａ１判」という。）又は日本産業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）の用紙に複写したもの）の交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円（Ａ２判については４０円、Ａ１判については８０円）
	ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙１枚につき２０円（Ａ２判については１４０円、Ａ１判については１８０円）
	ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	１枚につき１２０円（縦２０３ミリメートル、横２５４ミリメートルのものについては５２０円）に１２枚までごとに７６０円を加えた額
	へ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「ＣＤ－Ｒ」という。）に複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
	ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ6241 に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な	ＤＶＤ－Ｒ１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額

	ものに限る。以下「ＤＶＤ－Ｒ」という。）に複写したものの交付	
２　マイクロフィルム	イ　Ａ１判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧	用紙１枚につき１０円
	ロ　専用機器により映写したものの閲覧	１巻につき２９０円
	ハ　日本産業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷したもの（ただし、これにより難い場合にあっては、Ａ１判、Ａ２判又はＡ３判の用紙に印刷したもの）の交付	用紙１枚につき８０円（Ａ３判については１４０円、Ａ２判については３７０円、Ａ１判については６９０円）
３　写真フィルム	イ　印画紙（縦８９ミリメートル、横１２７ミリメートルのもの又は縦２０３ミリメートル、横２５４ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧	１枚につき１０円
	ロ　印画紙に印画したものの交付	１枚につき３０円（縦２０３ミリメートル、横２５４ミリメートルのものについては、４３０円
４　録音テープ	イ　専用機器により再生したものの聴取	１巻につき２９０円
	ロ　録音カセットテープ（日本産業規格C5568 に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写したものの交付	１巻につき４３０円
５　ビデオテープ又はビデオディスク	イ　専用機器により再生したものの視聴	１巻につき２９０円
	ロ　ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	１巻につき５８０円
６　電磁的記録（４の項又は５の項に該当するものを除く。）	イ　Ａ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧	用紙１００枚までごとにつき２００円
	ロ　専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき４１０円
	ハ　Ａ３判以下の大きさの用紙に出力したものの写しの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円
	ニ　Ａ３判以下の大きさの用紙にカラーで	用紙１枚につき２０円

	出力したものの写しの交付	
	ホ　ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	へ　ＤＶＤ－Ｒに複写したものの交付	ＤＶＤ－Ｒ１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

備考　１の項ハ若しくはニ、２の項ハ、又は６の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。